

令和6年度 第5回 「宇都宮市子ども・子育て会議」 議事録

1. 日 時 令和6年11月6日(水) 午前10時00分～午前11時30分
2. 場 所 中央生涯学習センター5階 人材かがやきセンター研修室
3. 議 事
 - ・ 第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」(後期計画)の策定について
 - ・ 第3期「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の策定について
 - ・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定について
4. 出席者(委員:19名,事務局:28名,計:47名)
【委 員】
菊地香織委員,梅村英美子委員,青木克介委員,高橋利幸委員,田代純子委員
海野仁昭委員,宮前俊哉委員,永田文子委員,松本清美委員,鈴木拓朗委員,
塩沢美奈子委員,齋藤弘明委員,飯沼貞臣委員,関口浩委員,釜井彰一委員,
中野謙作委員,河田隆委員,成島隆裕委員,北條正典委員
【事務局】
〔子ども部〕 高野部長,大出次長,富山副参事
〔子ども政策課〕 西山課長,戸井田主幹,江原室長
安野係長,茂木係長,日野総括,北山総括
大塚主任主事,高山主任主事,廣村主事
〔子ども支援課〕 大嶋課長,大牧主幹,加藤課長補佐,西田所長
〔保育課〕 伊藤課長,鈴木課長補佐,安納副主幹
熊田係長,馬場係長,島崎総括,荒井主事
〔子ども発達センター〕 塩田所長,原口副所長,芝野総括
〔生涯学習課〕 塚田課長
5. 公開・非公開の別 公開
6. 記者・傍聴者数 1名

発言者	内 容
	1 開会 会議の公開について決定 2 議事 (1) 第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」(後期計画)の策定について
事務局	(事務局説明)
会長	質問・意見等はあるか。
佐々木 委員	資料22ページ、目標指数のうち、基本施策4「手帳所持者のうち、障がい児相談支援を利用している障がい児の割合」という記載について、手帳を持っているということは少なくとも児童相談所に相談へ行っていると考えられるが、この場合の「障がい児相談支援」とは、具体的にどういうことを指しているのか、教えていただきたい。
事務局	「手帳所持者のうち、障がい児相談支援を利用している障がい児の割合」についてだが、障がい児通所給付費の受給者証を発行しているお子様の中で、三障がい者手帳を持っている方のうち、「相談支援事業所によってプランを作っていたらいてる方の割合」として示している。
佐々木 委員	事業所を利用するにあたり、プランを立てるが、現在はセルフプランが圧倒的に多いと思う。相談支援を受けている場合、本当に相談につながっているのかが疑問である。セルフプランの部分を解決していくように、専門員さんの数を増やし、本当の意味での「相談」ができるようにならないといけないのではないか。
事務局	相談支援専門員について、障がい福祉課から、県の講習受講者の数を増やしてほしいと要望している。県全体から宇都宮市には何名という形で、割り当てられているため、非常に狭き門である。市としては、毎年、相談支援専門員が少ないという現状から、受講者を1人でも多く増やしていただけるよう、県に伝えているところである。
会長	相談支援専門員は増えても、意見を聞き取る環境が整っていないと、うまく相談できない。様々な相談の中に、子どもたちの意見が沢山あり、それぞれのプランが出来上がっていくのがとても大事であり、障がい児に限

佐々木 委員	らず、全ての子どもに関わる問題である。相談できる環境が整うことを期待する。 まず、関係性の貧困について、障がい児者においても非常に大きい問題である。小さい頃の体験・経験の機会が限られており、少ないのが現状である。小さい頃の体験・経験が、将来大人になり、グループホームに入るなど、就労するときに大きく生きていくことになるため、体験・経験が少ないことは非常に大きな問題になる。また、資料12ページ、第2章「子ども・若者からの意見聴取」について、意見の中に、「障がいがある子どもが気兼ねなく遊べる公園や屋内の遊びが求められている」とある。別紙1にも、多様な子どもの直接意見聴取の結果の中にも、同じようなことが書かれている。これから具体的なことを進めていくと思うが、進めていくうえで、お願いしたいことがある。障がい児の数は、健常者と比べて、かなり少ない。ドリームプールなど、障がいのある人が使えるようなシステムはできたが、いざ使おうと思っても、5人以上療育手帳を持ってないと利用できない、利用できる人数や期間、時間、使用するレーンなど、様々な決まりごとがある。また、障がい児の子どもだけでは入ることができないため、親や保護者、ボランティアの方、あるいは泳ぎ方を教える専門の方が一緒に入るなど、子ども1人に対して、複数の方が必要になるが、決まりごとが多く、利用にあたってのハードルがとても高い。もう少し障がいの特性を理解していただいたうえで、障がい福祉課や教育委員会、スポーツ振興課など関係課と連携しながら、検討していただきたい。また、利用者がいないのではなく、利用したいが利用できないという状況を理解してもらいたい。
事務局	まず、子どもの貧困対策について、今回この計画については、子ども分野に限ったところだが、委員ご指摘のとおり、子どもだけに限らないものと考えている。市としては、障がい児者の方に特化した計画「障がい者福祉プラン」を定めており、障がい福祉課や子ども発達センターが策定に関わっている。改訂など、内容をよく検討していく際に、ご指摘いただいた部分について、十分配慮していく必要があると思うため、委員からのご意見については、関係課へお伝えする。
坪井 委員	まず、1点目として、子どもの貧困問題については、関係性の貧困が近年高まっていると計画の中にあり、学校教育も含めたネットワークづくりが大事だと思う。具体的に、現段階でどのようなネットワークの組織作りや取組を考えているのかを教えてください。 次に、2点目として、こども基本法などを踏まえた子どもの意見表明の権利保障が非常に重視されている。この計画を進めていく中で、例えば、中間

	評価のモニタリングや事後評価などの段階で、子どもたちの意見をどう反映させるかということについて考えがあれば教えていただきたい。
事務局	まず、ネットワークづくりについて、この計画上では見て取れないが、子ども分野の計画と教育分野の計画がある中で、関連性の深いものについてはそれぞれ相互に事業を実施しているところだが、現状として、2つの計画が1つになっているわけではないため、教育委員会と子ども部でしっかりと連携を図りながら進めていければと考えている。 次に、子どもの意見の反映について、この計画が令和7年2月に策定になるが、その後、毎年1回は計画の進捗について、ご報告をさせていただく。その際に、点検していただくことになるかと思うが、子どもたちに対しては、様々なテーマで多分野にまたがる可能性があるが、毎年アンケート調査を行い、目標指標の数値をとっていき、子どもの意見からも点検をして、必要があれば修正をかけていくという形で進めていきたいと考えている。
中野委員	資料のスライド15の目標指数について、子どもの視点1, 2, 3の目標値の基準値が5%上がっているが、その根拠を教えていただきたい。
事務局	目標値の設定根拠について、国のこども大綱で、子どもたちに関わる指標として示しているものがあり、その中で類似している指標の目標値として設定した数値を参考にし、今回の指標として設定させていただいた。前回の骨子案の資料には、こういった経緯で、どの数値を参考にし、目標指標を設定しているのかを示したうえで、今回の資料に入れたところである。
中野委員	非常に困難を抱える子ども・若者に接していると、この目標値の3点はとても重要であると感じる。例えば、現在の基準値の75%では、25%は希望を持ってないということになり、25%の子どもは周りの大人が守ってくれていないとも感じているということになる。この数値をどう上げるかが大事である。希望としては、目標値をあと5%程度上げて、数値を上げるための政策について、委員会などを立ち上げて、具体的に考えていかないといけない。現在、闇バイトを含め、様々な劣悪な環境がある中で、今の子どもたちをどう育てていくか、より高い目標値にして、具体的な施策まで考えていただきたい。
会長	国からの数値合わせるだけではなく、地域の特徴なども踏まえながら、様々な意見を取り入れ、目標値を定めていってほしい。
各委員	(質問・意見等なし)

会長	本議題について、了承いただけるか。
各委員	了承。
事務局	(2) 第3期「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の策定について (事務局説明)
会長	質問・意見等はあるか。
海野委員	「こども誰でも通園制度」について、最初の段階では、5歳児まで入っていた。保育業界で、少し議論になったが、実際4・5歳児の未就園児は市内にどの程度いるのかを実数把握されているかどうかを確認させていただきたい。 次に、保育の供給体制の確保策として、市内を5ブロックに分けて、管理運営しているが、既に、閉園や閉園に向けた作業を進めているという情報が届いており、宇都宮市では、中心市街地の方はかなり人数的には入所しているが、周辺部の他の4ブロックにおいては、定員割れしている施設があり、公立基幹園が調整弁となるとことが、第3期計画の中で定められているが、かなり早急に動いていかないと、相当数の施設の運営が窮していくのは現実的な問題になってくるのではないかと。 また、運営が窮していくもう1つの理由として、出生率下がり、0歳児が入ってこないことに加え、特別な配慮を必要とする子どもの数が、現場の中では増えていることである。保育園だけではなく、認定こども園や幼稚園の先生方からも増えているという声があり、現場としては保育士を補充したいが、18歳人口の減少が続き、閉校する指定保育士養成施設が出てきているというのが現状である。現場の方でも、保育士不足は非常に深刻であり、特別な配慮が必要な子どもたちへの加配がなかなか付けられないという状況にもなっている。このようなことを含め、公立基幹園の役割のあり方について、早急に対応していただきたい。
事務局	4・5歳の未就園児について、3～5歳児は、保育所等に入っている児童数が95%を超えており、4歳時点で未就園の児童については、基本的に全戸訪問をしているところである。 また、需給管理については、資料でお示ししたとおり、計画期間の後半には市域全体で見て、保育ニーズが利用定員の範囲に収まってくるという状況の中、現状においては、全体として、入所児童数が利用定員数を超えているが、個別の施設については入所率にバラつきがあり、定員割れしている施

事務局	設が出てきている。こうしたことから、公立保育所による調整機能を活用するとともに、利用定員を割っている施設については、利用定員設定の見直しを行い、適正な運営状況を維持できるようにしていく。 そして、個別配慮が必要な児童への加配については、制度として、金銭的な支援は十分に行っているが、保育士の確保自体が難しいという声は市でも把握している。「とちぎ保育士保育所支援センター」を活用したマッチング支援や、昨年度拡充した保育士の処遇改善等に取り組むことにより、各施設において、保育士が確保しやすい体制を整備していきたい。 満4歳児の未就園児童について、補足させていただくと、昨年度、認可された幼稚園・保育園に通っていない子どもが約100名程度のいることを把握しており、その中から認可外等に通っているかどうかを確認し、残りの家庭には家庭訪問等で就園を促しているところである。
佐々木委員	保育士の配置基準について、20対1を15対1に、30対1を25対1という形で基準が見直されているが、「こども誰でも通園制度」において、1日5人を受け入れるのであれば、この基準を満たしつつ、むしろ普段預かっていない子どもを預かるため、保育士への負担が大きくなるのではないかと。また、資料の22ページについて、保育士の確保を推進するとあるが、保育士のなり手不足について、別の視点からの意見になるが、理学療法士を幼稚園に加配という形で入れるのは難しいのか。今の子どもたちの中には、うまく体を動かさない、使えない子が増えているという話を聞く。障がいがあると、空間認知が難しいため、そうしたことが多くなるが、障がいの有無に関わらないようである。障がいのある子どもが園に入ると、保育士がとても大変で、加配が付かず、みんなと同じように外で遊ぶことができず、部屋の中にいることが多くなるという話も聞く。体の動かし方を熟知している理学療法士が園に入り、理学療法的な支援をしていただければ、障がいの有無に関わらず、子どもたちの体作りに大きく貢献でき、保育士不足の問題に対しても、うまく機能していくのではないかと。
事務局	まず、「こども誰でも通園制度開始による保育士への負担」について、この事業は令和5年度に、前身となるモデル事業で検証を実施したところ、委員ご指摘のとおり、普段預かっていない子どもを預かることに対し、負担が大きいという意見があった。このことを踏まえ、本年度の事業においては、保育士の負担軽減に向け、児童を預かる時間について、施設が受け入れやすい時間を提案できる方式にするなどしたところであり、本格実施に向け、引き続き、事業者と保育士の負担軽減に配慮しながら、進めていきたいと考えているところである。

鈴木 委員	次に、加配が必要な児童への支援について、理学療法士などの保育士以外の専門職を、加配保育士として付けていくのは、国の制度との兼ね合いもあって難しいところである。しかし、専門職による支援は、個別配慮が必要な児童を支援するにあたって、非常に効果が高いと考えているため、現在は、子ども発達センターにおいて、専門職派遣を実施しているところである。このような制度を今後も活用しながら、効果的な支援ができるよう、体制の構築に向けて、しっかりと取り組んでいきたいと考えている。 まず、1点目、計画の位置づけとして、全ての子育て家庭が利用したいと きに利用できるようサービス体制を提供することについて、例えば、「待機児童ゼロ＝子育てしやすい街」なのか、利用したい子育てサービスを利用できる環境は、どこでもいいから預けられればそれで良いのか。保育園や認定こども園、幼稚園等は、施設ごとの特徴を持って、教育・保育をしている。親は、自分の子どもに対し、移動距離等の問題により、現実的に利用できる・できないという事情はあるかもしれないが、子どもに望む教育や保育の方向性があると思う。少子化が急激に進み、保育園・幼稚園の全ての施設において、経営的に困窮している中で運営している。今後、統廃合が進み、保育園や認定こども園、幼稚園はどんどん減っていく。量の見込みからすれば、適正規模になるのかもしれないが、施設が減るということは、保育や教育の選択肢の幅が狭まるということであり、自分の子どもに対し、本当に受けさせたい保育・教育が受けられない状況になりうることに繋がる。保育の質は、選択肢が減れば、当然落ちることになると思う。多様な選択肢、多様な保育教育の形があってこそその保育の質だと思うため、保育への需要について、需給計画の数値だけでは測れないということを重々、考えていただきたい。 次に、2点目、資料9ページの多様なニーズに対して適切に対応したという部分について、何をもって適切に対応したと思っているのか。障がい児保育について、当園でも、加配を付けているお子さんがいるが、県からの補助だけでは人件費を賄いきれない。県内で見ると、市によっては4万ほど、独自の補助を出しているところもある。保育士は教育のプロではあるが、さらに専門職を確保したいと思っても、そこにかけるような人件費はない。そうすると、どうしても自分たちの知識や連携施設の力・知恵を借りて子どもたちを見てはいるが、当然限りがある。実際に、何件も園に問い合わせをして、どこの施設でも断られて、それでも教育保育を受けさせたいという方に対して、対応する人員がいなければ、お子さんにとっても悲しい現実が繋がってしまう。受け入れたくても受け入れられないという現実があるため、この現状に対する対応については、もう少し突っ込んで考えてもらう必要があるのではないか。
----------	--

	3点目、資料17ページ、この計画における考え方の中で、各施設の安定的な運営を鑑みるということについて、配慮していただいたことがある。先ほど話したとおり、各施設、運営的にかなり厳しい状況であり、教育保育の世界では、自助努力でどうにか改善できるものではないため、市や国の補助が必要になってくる。各施設の収支状況等については、厳密に把握できないことだと思うが、そうすると、需給計画の中で、今の子どもたちの数に対して入れる施設の数だけを見ていったとき、来年その施設が何施設残っているのかまで考えていただかないと難しい。この計画における考え方の中で、幼稚園が在園児のニーズに対応するため、運営規模を維持したまま認定こども園に移行するのは問題ないとなっているが、それでは幼稚園にとっては何も変わりがない。各施設の運営状況等を鑑み、需給計画だけにらず、今後の子どもの保育・教育については、「選択肢の確保」も含めた「質の確保」を考えると共に、3号認定や認定こども園への移行について勘案していただきたいと思う。
事務局	1点目、需給計画の中での量的な管理について、園の特色や保育の質に差がある中で、どこでも良いのかというご質問に関して、保育園・幼稚園ともに、幼稚園の教育要領や保育所の保育指針に基づいた、一定水準が担保されたサービスを提供できるような施設と考えている。園ごとに特色があるかと思うが、どの園を利用しても、一定の質の教育や保育を受けられる体制があると言うのが望ましい姿であるため、質の向上、ボトムアップを図ることにより、どの園も安心して利用できる体制の構築に取り組んでいきたい。 2点目、保育の多様なニーズへの対応について、資料において、「適切に対応している」と記載している部分については、利用者側の目線による整理であり、運営者側としての施設の人件費の確保といった課題については、計画策定を進めていく中で、より深く整理をしていきたいと考えているところである。 3点目の施設の安定運営については、各種施設の運営は、国の補助金や公定価格等の制度に基づき実施されているところである。市としても、第3期計画を策定していく中で、各種施設の安定運営に向けて、利用定員の適切な設定や公立保育園における調整的機能の活用などに取り組んでいきたいと思っているところである。
各委員	(質問・意見等なし)
会長	本議題について、了承いただけるか。
各委員	了承。

	(3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について
事務局	(事務局説明)
各委員	質問・意見等はあるか。
宮前 委員	運営体制の効率化について、それぞれの保育園と幼稚園が認定こども園となって運営体制が効率化するというのはイメージできるが、実際に今回の場合それぞれの名称が幼稚園型認定こども園と保育所型認定こども園の2つに分かれ、それでも運営体制の効率化になるということで良いのか。運営体制とは、どこまでを指しているのかを確認したい。
事務局	今回は、石川幼稚園だけが幼稚園型認定こども園に移行するもので、運営体制の効率化とは、どちらかというと給付の面であり、今回から、利用定員を設定して、公定価格による給付での運営に変わるため、経営の部分での効率化ということで伺っている。
宮前 委員	従事している職員の働き方が効率化されることはないということで良いのか。
事務局	職員体制は維持されており、給付の面で効率化されるということである。
各委員	(質問・意見等なし)
事務局	本議題について、了承いただけるか。
各委員	了承。
	3 その他
事務局	質問・意見等はあるか。
各委員	(質問・意見等なし)
	4 閉会
事務局	以上で、第5回宇都宮市子ども・子育て会議を閉会する。

	以上
--	----